

## 法定健康診断（安衛則第 44 条）における健康診断の項目の省略基準

法定健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことにご留意ください。

項 目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身 長	20 歳以上の者
腹 囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 40 歳未満(35 歳を除く)の者</li> <li>2 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映しないと診断された者</li> <li>3 BMI が 20 未満である者</li> <li>4 BMI が 20 未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者</li> </ol>
胸部 X 線検査	<ol style="list-style-type: none"> <li>40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者</li> <li>1 5 歳毎の節目年齢(20 歳・25 歳・30 歳及び 35 歳)の者</li> <li>2 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者</li> <li>3 じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者</li> </ol>
喀 痰 検 査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 胸部 X 線検査を省略された者</li> <li>2 胸部 X 線検査によって病変の発見されない者又は胸部 X 線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</li> </ol>
血 液 検 査	35 歳未満の者及び 36～39 歳の者